

韓国知的財産ニュース 2021 年 12 月後期

(No. 453)

発行年月日：2022 年 1 月 6 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、12 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 商標法の一部改正法律案（議案番号：2113896）
- 1-2 「特許料等の徴収規則」の一部改正令（案）の立法予告
（特許庁公告第 2021-273 号）
- 1-3 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2113953）
- 1-4 特許法の一部改正法律案（議案番号：2113955）
- 1-5 実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2113957）
- 1-6 商標法の一部改正法律案（議案番号：2113983）
- 1-7 商標法の一部改正法律案（議案番号：2114080）
- 1-8 特許法の一部改正法律案（議案番号：2114081）
- 1-9 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2114082）
- 1-10 弁理士法施行令の一部改正令案の立法予告
（特許庁公告第 2021-282 号）

関係機関の動き

- 2-1 AI 発明者の認定に関する韓・豪両国会議を開催
- 2-2 非 mRNA ワクチン特許分析報告書の発行・配布
- 2-3 韓国特許庁、出願書類のやさしい作成のための「模範事例集」を配布
- 2-4 第 2 次公共機関公募展、計 49 件の取引の成果を出した
- 2-5 特許・営業秘密戦略ガイドラインを発行・配布
- 2-6 韓国特許庁、「第 1 次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画
（2022～2026）」を発表
- 2-7 韓国特許庁の人工知能特許研究会、
公務員研究会 1 位 国務総理表彰を受賞
- 2-8 2022 韓国政府業務報告「国民と共に作った変化、
最後まで責任を果たす政府」

- 2-9 韓国特許庁の優先審査制度、「21年度積極行政法制優秀事例」に選定

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 2022年1月1日付けで変わる国際デザイン出願制度にご注目ください

その他一般

- 5-1 再生可能エネルギーを水素として貯蔵する
- 5-2 特許で開くメタバース

法律、制度関連

1-1 商標法の一部改正法律案（議案番号：2113896）

議案情報システム（2021.12.15.）

議案番号：2113896

提案日：2021年12月15日

提案者：シン・ヨンデ議員外9人

提案理由

現行の「商標法」第141条第1項は、審判は口述審理又は書面審理とし、当事者が口述審理を申請したときには、書面審理のみにより決定することができるものと認められる場合以外は口述審理を行わなければならないと規定している。

当該規定と関連し、特許審判院は書面審理を原則として審理を行う実務を執っているため口述審理の割合が低い方であり、そのため、当事者間の対立構造をとる当事者系審判において争点の把握及び証拠調査の集中に限界があるという問題がある。

主要内容

イ. 当事者系審判において口述審理の原則を導入（案第141条第1項第1号新設）。

- 1) 当事者間の対立構造をとる当事者系審判である第117条から第121条まで及び第214条の審判は口述審理を行うことを原則として規定して、当事者間の公平な機会保障、正確な争点把握及び迅速な事件処理を図る。

2) ただし、当事者系審判であっても、事件の内容がとても簡単であるか、又は審判請求の取下げや審決却下等の場合には、例外的に書面審理を行うことができるよう規定し、不要な場合まで口述審理を行うことを予防する。

ロ. 決定系審判において書面審理の原則を導入（案第141条第1項第2号新設）。

1) 審査官の拒絶決定に不服する拒絶決定不服審判等、請求人のみ存在する決定系審判は、当事者間の対立構造をとらず比較的争点が簡単であるため、書面審理を行うことを原則として規定する。

2) ただし、決定系審判であっても、先行事例の不足等、判断が難しく書面審理のみにより決定することが難しい場合には、例外的に口述審理を行うことができるよう規定して審理の充実性を図る。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第141条第1項本文中「審判は」を「審判は次の各号の区分に従って」に改め、同項ただし書を削除し、同項に各号を次のように新設する。

1. 口述審理：第117条から第121条まで及び第214条の審判。ただし、審判長は職権で、又は当事者や参加人の申請によって書面審理のみにより決定することができる認められる場合には、書面審理のみにより行うことができる。
2. 書面審理：第115条及び第116条の審判。ただし、審判長は当事者や参加人が口述審理を申請した場合には、書面審理のみにより決定することができる認められる場合以外は口述審理を行わなければならない。

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1－2 「特許料等の徴収規則」の一部改正令（案）の立法予告（特許庁公告第 2021－273 号）

電子官報（2021.12.16.）

特許庁公告第 2021-273 号

「特許料等の徴収規則」の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づい

て次のとおり公告します。

2021年12月16日

特許庁長

「特許料等の徴収規則」の一部改正令（案）の立法予告

1. 改正理由

特許法・デザイン保護法の改正に伴う部令の委任事項を反映し、優秀な知識財産能力を備えた中小企業のための手数料の支援を拡大し、特許庁告示の指定商品の名称を使用した書面出願にも減免を拡大し適用する一方で、複雑な減免条文の単純・明瞭化によって出願人及び権利者の便宜を図ろうとするものである。

2. 主要内容

イ. 特許法・デザイン保護法の改正（22.2.18施行）に伴う部令の委任事項を反映

- 1) 「災難及び安全管理の基本法」に基づく災難事態又は特別災難地域として宣布された所で災難に見舞われた個人・中小企業等に対する手数料負担の緩和（案 § 13 ①、②）
- 2) 虚偽やその他不正な方法で減免された手数料等の追徴及び制裁を通じて不当な減免事例の発生を防止（案 § 13 条の 2①、②、③新設）

ロ. 優秀な知識財産能力を備えた中小企業のための手数料の支援を拡大（案） § 2②4、 § 3②4、 § 4②4、 § 5②7、別表 6）

- 1) 中小企業対象の知識財産金融活性化のために、金融圏の質権設定登録費用及び担保知識財産買入・活用事業を通じた特許買取・維持費用等を軽減（案 § 2②4、 § 3 ②4、 § 4②4、 § 5②7）
- 2) 特許庁の重点政策支援対象（職務発明報奨優秀及び知的財産経営認証企業）の知的財産能力向上を持続的に誘引するために年次料の減免を拡大（別表 6）

ハ. 特許庁告示の指定商品の名称を使用した書面出願にも減免を適用（案 § 5①1. ニ目新設）

- 1) 書面出願時に指定商品を告示名称で出願する場合、電子出願の場合と同様に減免制度を適用（72千ウォン→66千ウォン）
- 2) 指定商品の正確な告示名称の使用を誘導することで、拒絶理由発生の可能性を事前遮断し、審査の遅延要素を解消

ニ. 納入告知書の簡素化によって出願人及び権利者の便宜を図る（別紙第1号の2書式改定）

- 1) 手数料の減免及び電子登録証の発給による差引分まで全て反映した「最終納入金

額」を表記する方式に記載方式を変更

- 2) 「顧客専用振込口座」欄を新設することで、顧客が仮想講座を利用して特許の手数料を簡単に便利に納入できるように改善

ホ. 複雑な手数料減免条文の単純・明瞭化によって権利者等の法令への理解を向上(案 § 7①、②、③、④、⑤を改正→別表 4、5、6、7)

- 1) 複雑な羅列式に規定されている現行の免除、減免及び一時的減免規定を一目で分かりやすいように別表で整理
- 2) 提出済みの減免証明書類の提出省略範囲を拡大

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2022年1月25日までに国民参与立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr/통합입법예고>) を通じて法令案を確認した後に意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照: 情報顧客政策課長) に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見(反対の際に理由を明示)

ロ. 姓名(機関・団体の場合、団体名と代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

- 一般郵便: 大田地域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟特許庁情報顧客政策課
(郵便番号 35208)

- 電子郵便: csw74@korea.kr

- ファックス: 042-472-3460

4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁の情報顧客政策課(電話 042-481-8336)にお問い合わせください。

1-3 デザイン保護法の一部改正法律案(議案番号: 2113953)

議案情報システム(2021.12.17.)

議案番号: 2113953

提案日: 2021年12月17日

提案者: イ・ジャンソブ議員外11人

提案理由

審判官が商標登録可否等の先行手続きに関与し、後ほどその先行手続きの当否を論じる審判事件を担当するのは審判の公正性を害する恐れがあるため、先行手続きに関与した審判官は当該審判事件から除斥されるべきである。

現行の「デザイン保護法」第135条第6号は先行手続きの種類や審判事件の種類を区分せず、事件に関して審査官又は審判官として補正却下決定、デザイン登録可否決定、デザイン一部審査登録異議の申立てに対する決定若しくは審決に関与した審判官を除斥すると包括的にのみ記載しているため、どのような場合に審判官が除斥されるのか把握しにくいという問題がある。

また、特許審判で審判請求書の軽微かつ明確な誤りさえ審判長が職権で補正することができず、一定の期間を決め審判請求人が直接補正するようにして不要に審判を遅延させる場合がある。

さらに、判例に基づいて実務的に行われる審決更正の場合、法律上根拠規定がなく、法的根拠なくして審決を更正しているという問題がある。

主要内容

イ. 審判請求の職権補正制度の導入（案第128条第1項ただし書及び同条第4項から第6項まで新設）

- 1) 審判請求の補正する事項が軽微かつ明確な場合には、審判長が職権で補正することができるように規定して不要な手続きの省略による迅速かつ経済的な審判の処理を図る。
- 2) ただし、請求人に職権補正事項を通知し、請求人が受け入れない職権の更正は最初からなかったものとみなして請求人の手続き権を保障する。

ロ. 審判官の除斥基準の明確化（案第135条第6号から第11号まで新設）

審判官が除斥される事件の種類および当該事件と関連して審判官が関与した先行手続きの種類を法律として具体的に規定することで、一般国民が、審判官が排除される基準を明確に把握できるようにする。

ハ. 判例上認められる審決更正制度の根拠規定作り（案第150条の2新設）

- 1) 審判長の職権又は当事者の申請により、明確に間違って記載された事項に対しては審決を更正することができるようにする根拠規定を設ける。
- 2) 審決の更正に対して当事者が受け入れない場合、更正が最初からなかったものとみなして当事者が希望しない審決の更正が行われることを防止する。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第76条前段中「第6号」を「第6号から第11号まで」に改める。

第78条中「第6号」を「第6号から第11号まで」に改める。

第128条第1項各号以外の部分にただし書を次のように新設し、同条に第4項から第6項までをそれぞれ次のように新設する。

ただし、補正する事項が軽微かつ明確な場合には職権で補正することができる。

- ④ 審判長は第1項ただし書に基づいて職権補正をするには、その職権補正事項を請求人に通知しなければならない。
- ⑤ 請求人は第1項ただし書に基づく職権補正事項を受け入れることができないのであれば、職権補正事項の通知を受け取った日から7日以内に意見書を提出しなければならない。
- ⑥ 請求人が第5項に基づいて意見書を提出した場合には、当該職権補正事項は最初からなかったものとみなす。

第135条第6号を次のように改め、同条第7号を第12号に改め、同条に第7号から第11号までをそれぞれ次のように新設する。

6. 補正却下決定に対する審判事件の審判官が補正却下決定に審査官として関与した場合
7. デザイン登録拒絶決定に対する審判事件の審判官がデザイン登録拒絶決定に審査官として関与した場合
8. デザイン登録取消決定に対する審判事件の審判官がデザイン登録取消決定に審査官として関与した場合
9. デザイン登録無効審判事件の審判官がデザイン登録可否決定の審査官として関与するか、又はデザイン登録拒絶決定に対する審判の審決に審判官として関与した場合
10. デザイン登録無効審判事件の審判官がデザイン登録取消当否決定に審査官として関与した場合
11. 第169条第2項事件の審判官が取り消された審決又は決定に審判官として関与した場合

第150条の2を次のように新設する。

第150条の2（審決の更正）①審決に間違った計算や記載、その他これらと類似の誤りがあることが明らかであるとき、審判長は職権で又は当事者の申請によって更正決定をすることができる。

②第1項に基づく更正決定に関しては、第128条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合、第128条第4項から第6項まで中「請求人」は「当事者」とみなす。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（審判官の除斥に関する適用例） 第135条第6号から第11号までの改正規定はこの法律の施行後に審判を請求した事件から適用する。

第3条（審決の更正に関する適用例） 第150条の2の改正規定はこの法律の施行後に審判された事件から適用する。

1－4 特許法の一部改正法律案（議案番号：2113955）

議案情報システム（2021.12.17.）

議案番号：2113955

提案日：2021年12月17日

提案者：イ・ジャンソブ議員外11人

提案理由

審判官が特許可否決定等の先行手続きに関与し、後ほどその先行手続きの当否を論じる審判事件を担当するのは審判の公正性を害する恐れがあるため、先行手続きに関与した審判官は当該審判事件から除斥されるべきである。

現行の「特許法」第148条第6号は先行手続きの種類や審判事件の種類を区分せず、事件に関して審査官又は審判官として特許可否決定や審決に関与した審判官を除斥すると包括的にのみ記載しているため、どのような場合に審判官が除斥されるのか把握しにくいという問題がある。

また、審判請求の軽微かつ明確な誤りさえ審判長が職権で補正することができず、一定の期間を決め審判請求人が直接補正するようにして不要に審判を遅延させる場合がある。

さらに、判例に基づいて実務的に行われる審決更正の場合、法律上根拠規定がなく、法的根拠なくして審決を更正しているという問題がある。

主要内容

イ. 審判請求の職権補正制度の導入（案第141条第1項ただし書及び同条第4項から第6項まで新設）

- 1) 審判請求の補正する事項が軽微かつ明確な場合には、審判長が職権で補正することができるように規定して不要な手続きの省略による迅速かつ経済的な審判の処理を図る。
- 2) ただし、請求人に職権補正事項を通知し、請求人が受け入れない職権の更正は最初からなかったものとみなして請求人の手続き権を保障する。

ロ. 審判官の除斥基準の明確化（案第148条第6号から第11号まで新設）

審判官が除斥される事件の種類および当該事件と関連して審判官が関与した先行手続きの種類を法律として具体的に規定することで、一般国民が、審判官が排除される基準を明確に把握できるようにする。

ハ. 判例上認められる審決更正制度の根拠規定作り（案第162条の2新設）

- 1) 審判長の職権又は当事者の申請により、明確に間違っただ記載された事項に対しては審決を更正することができるようにする根拠規定を設ける。
- 2) 審決の更正に対して当事者が受け入れない場合、更正が最初からなかったものとみなして当事者が希望しない審決の更正が行われることを防止する。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第68条中「第7号」を「第12号」に改める。

第93条中「第7号」を「第12号」に改める。

第132条の7第2項前段中「第148条から第153条まで」を「第148条第1号から第5号まで、同条第7号・第12号、第149条から第153条まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合、第148条第7号中「特許の無効審判事件」は「特許取消申請事件」と、「特許拒絶決定に対する審判の審決」は「特許拒絶決定に対する審判の審決又は特許取消決定」とみなす。

第141条第1項各号以外の部分にただし書を次のように新設し、同条に第4項から第6項までをそれぞれ次のように新設する。

ただし、補正する事項が軽微かつ明確な場合には職権で補正することができる。

- ④ 審判長は第1項ただし書に基づいて職権補正をするには、その職権補正事項を請求人に通知しなければならない。
- ⑤ 請求人は第1項に基づく職権補正事項を受け入れることができないのであれば、職権補正事項の通知を受け取った日から7日以内に意見書を提出しなければならない。
- ⑥ 請求人が第5項に基づいて意見書を提出した場合には、当該職権補正事項は最初からなかったものとみなす。

第148条第6号を次のように改め、同条第7号を第12号に改め、同条に第7号から第11号までをそれぞれ次のように新設する。

6. 特許拒絶決定に対する審判事件の審判官が特許拒絶決定に審査官として関与した場合

7. 特許の無効審判事件の審判官が特許可否決定の審査官として関与するか、又は特許拒絶決定に対する審判の審決に審判官として関与した場合
8. 特許権の存続期間の延長登録拒絶決定に対する審判事件の審判官が特許権の存続期間の延長登録拒絶決定に審査官として関与した場合
9. 特許権の存続期間の延長登録の無効審判事件の審判官が特許権の存続期間の延長登録可否決定に審査官として関与するか、又は延長登録拒絶決定に対する審判の審決に審判官として関与した場合
10. 訂正の無効審判事件の審判官が特許取消申請手続きでの特許の訂正請求、特許無効審判手続きでの訂正請求又は第136条に基づく訂正審判の審決に審判官として関与した場合
11. 第189条第2項事件の審判官が取り消された審決又は決定に審判官として関与した場合

第162条の2を次のように新設する。

第162条の2（審決の更正）①審決に間違った計算や記載、その他これらと類似の誤りがあることが明らかであるとき、審判長は職権で又は当事者の申請によって更正決定をすることができる。

②第1項に基づく更正決定に関しては、第141条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合、第141条第4項から第6項まで中「請求人」は「当事者」とみなす。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（審判官の除斥に関する適用例）第148条第6号から第11号までの改正規定はこの法律の施行後に審判を請求した事件から適用する。

第3条（審決の更正に関する適用例）第162条の2の改正規定はこの法律の施行後に審決された事件から適用する。

1 - 5 実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2113957）

議案情報システム（2021.12.17.）

議案番号：2113957

提案日：2021年12月17日

提案者：イ・ジャンソブ議員外11人

提案理由

判例上、審決に明確な誤記や計算間違い等の些細な誤りがある場合、審決の更正が認めら

れるが、そのための法律上の根拠規定がないため、法的根拠なくして審決を更正しているという問題がある。

主要内容

判例上認められる審決更正制度の根拠規定を設ける（案第33条）。

- 1) 審決の更正に対する根拠規定を「特許法」第162条の2に新設し、「実用新案法」第33条で「特許法」第162条の2を準用する方式で「実用新案法」にも審決更正制度の根拠規定を設ける。
 - －「特許法」第162条の2第1項は、審判長の職権又は当事者の申請により、明らかに間違っていて記載された事項に対しては審決を更正することができるように規定している。
 - －「特許法」第162条の2第2項は、審決の更正に対して当事者が受け入れない場合、更正が最初からなかったものとみなして当事者が希望しない審決の更正が行われることを防止する。

参考事項

この法律案はイ・ジャンソブ議員が代表発議した「特許法の一部改正法律案」（議案番号第2113955号）の議決を前提にするものであるため、同法律案が議決されないか、又は修正議決される場合には、それに合わせて調整されるべきである。

法律第 号

実用新案法の一部改正法律案

実用新案法の一部を次のように改正する。

第33条中「第164条まで」を「第162条まで、第162条の2、第163条、第164条」に改める。

附 則

この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

1－6 商標法の一部改正法律案（議案番号：2113983）

議案情報システム（2021.12.20.）

議案番号：2113983

提案日：2021年12月20日

提案者：イ・ジャンソブ議員外11人

提案理由

審判官が商標登録可否等の先行手続きに関与し、後ほどその先行手続きの当否を論じる審判事件を担当するのは審判の公正性を害する恐れがあるため、先行手続きに関与した審判官は当該審判事件から除斥されるべきである。

現行の「商標法」第134条第6号は先行手続きの種類や審判事件の種類を区分せず、事件に関して審査官又は審判官として商標登録可否決定や異議申立てに対する決定又は審決に関与した審判官を除斥すると包括的にのみ記載しているため、どのような場合に審判官が除斥されるのか把握しにくいという問題がある。

また、特許審判で審判請求書の軽微かつ明確な誤りさえ審判長が職権で補正することができず、一定の期間を決め審判請求人が直接補正するようにして不要に審判を遅延させる場合がある。

さらに、判例に基づいて実務的に行われる審決更正の場合、法律上根拠規定がなく、法的根拠なくして審決を更正しているという問題がある。

主要内容

イ. 審判請求の職権補正制度の導入（案第127条第1項ただし書及び同条第4項から第6項まで新設）

- 1) 審判請求の補正する事項が軽微かつ明確な場合には、審判長が職権で補正することができるように規定して不要な手続きの省略による迅速かつ経済的な審判の処理を図る。
- 2) ただし、請求人に職権補正事項を通知し、請求人が受け入れない職権の更正は最初からなかったものとみなして請求人の手続き権を保障する。

ロ. 審判官の除斥基準の明確化（案第134条第6号及び同条第7号から第12号まで新設）

審判官が除斥される事件の種類および当該事件と関連して審判官が関与した先行手続きの種類を法律として具体的に規定することで、一般国民が、審判官が排除される基準を明確に把握できるようにする。

ハ. 判例上認められる審決更正制度の根拠規定作り（案第149条の2新設）

- 1) 審判長の職権又は当事者の申請により、明確に間違っ記載された事項に対しては審決を更正することができるようにする根拠規定を設ける。
- 2) 審決の更正に対して当事者が受け入れない場合、更正が最初からなかったものとみなして当事者が希望しない審決の更正が行われることを防止する。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第71条中「第7号」を「第13号」に改める。

法律第18502号商標法の一部改正法律第88条第2項中「第7号」を「第13号」に改める。

第127条第1項各号以外の部分にただし書を次のように新設し、同条に第4項から第6項までをそれぞれ次のように新設する。

ただし、補正する事項が軽微かつ明確な場合には職権で補正することができる。

- ④ 審判長は第1項ただし書に基づいて職権補正をするには、その職権補正事項を請求人に通知しなければならない。
- ⑤ 請求人は第1項ただし書に基づく職権補正事項を受け入れることができないのであれば、職権補正事項の通知を受け取った日から7日以内に意見書を提出しなければならない。
- ⑥ 請求人が第5項に基づいて意見書を提出した場合には、当該職権補正事項は最初からなかったものとみなす。

第134条第6号を次のように改め、同条第7号を第13号に改め、同条に第7号から第12号までをそれぞれ次のように新設する。

6. 補正却下決定に対する審判事件の審判官が補正却下決定に審査官として関与した場合
7. 商標登録拒絶決定に対する審判事件の審判官が商標登録拒絶決定に審査官として関与した場合
8. 指定商品追加登録拒絶決定に対する審判事件の審判官が指定商品追加登録拒絶決定に審査官として関与した場合
9. 商品分類転換登録拒絶決定に対する審判事件の審判官が商品分類転換登録拒絶決定に審査官として関与した場合
10. 商品登録の無効審判事件の審判官が商品登録可否決定又は指定商品追加登録可否決定に審査官として関与するか、若しくは商標登録拒絶決定又は指定商品追加登録拒絶決定に対する審判の審決に審判官として関与した場合
11. 商品分類転換登録の無効審判事件の審判官が商品分類転換登録可否決定の審査官として関与するか、又は商品分類転換登録拒絶決定に対する審判の審決に審判官として関与した場合
12. 第165条第2項事件の審判官が取り消された審決又は決定に審判官として関与した場合

第149条の2を次のように新設する。

第149条の2（審決の更正）①審決に間違った計算や記載、その他これらと類似の誤りがあることが明らかであるとき、審判長は職権で又は当事者の申請によって更正決定をす

ることができる。

②第1項に基づく更正決定に関しては、第127条第4項から第6項までの規定を準用する。

この場合、第127条第4項から第6項まで中「請求人」は「当事者」とみなす。

法律第18502号商標法の一部改正法律第212条中「第7号」を「第13号」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（審判官の除斥に関する適用例）第134条第6号から第12号までの改正規定はこの法律の施行後に審判を請求した事件から適用する。

第3条（審決の更正に関する適用例）第149条の2の改正規定はこの法律の施行後に審決された事件から適用する。

1 - 7 商標法の一部改正法律案（議案番号：2114080）

議案情報システム（2021.12.24.）

議案番号：2114080

提案日：2021年12月24日

提案者：ホン・ジョンミン議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法によると、特許庁長又は特許審判院長は商標登録料及び手数料が過誤納付された場合等には、その事実を納付した者に通知し、納付した者の請求によりそれを返還するが、返還請求は通知を受けた日から3年が過ぎればできないことになっている。

しかし、特許庁が商標登録料等に対する返還通知をしても返還請求期間を守れなかった等の事由により、返還対象商標登録料等を返してもらえない事例が多数発生しているのが実情である。

そのため、商標登録料及び手数料の返還請求期間を現行の3年から5年に延長し、商標登録料及び手数料を納付した者の権利を手厚く保護しようとするものである（案第79条第3項）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第79条第3項中「3年」を「5年」に改める。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（商標登録料及び手数料の返還に関する適用例） 第79条第3項の改正規定はこの法律の施行当時に従前の規定による返還請求期間が経過していない商標登録料と手数料に対しても適用する。

1 - 8 特許法の一部改正法律案（議案番号：2114081）

議案情報システム（2021.12.24.）

議案番号：2114081

提案日：2021年12月24日

提案者：ホン・ジョンミン議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法によると、特許庁長又は特許審判院長は特許料及び手数料が過誤納付された場合等には、その事実を納付した者に通知し、納付した者の請求によりそれを返還するが、返還請求は通知を受けた日から3年が過ぎればできないことになっている。

しかし、特許庁が特許料等に対する返還通知をしても返還請求期間を守れなかった等の理由により、返還対象特許料等を返してもらえない事例が多数発生しているのが実情である。

そのため、特許料及び手数料の返還請求期間を現行の3年から5年に延長し、特許料及び手数料を納付した者の権利を手厚く保護しようとするものである（案第84条第3項）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第84条第3項中「3年」を「5年」に改める。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（特許料等の返還に関する適用例）第84条第3項の改正規定はこの法律の施行当時に従前の規定による返還請求期間が経過していない特許料と手数料に対しても適用する。

1-9 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2114082）

議案情報システム（2021.12.24.）

議案番号：2114082

提案日：2021年12月24日

提案者：ホン・ジョンミン議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法によると、特許庁長又は特許審判院長はデザイン登録料及び手数料が過誤納付された場合等には、その事実を納付した者に通知し、納付した者の請求によりそれを返還するが、返還請求は通知を受けた日から3年が過ぎればできないことになっている。

しかし、特許庁がデザイン登録料等に対する返還通知をしても返還請求期間を守れなかった等の事由により、返還対象デザイン登録料等を返してもらえない事例が多数発生しているのが実情である。

そのため、デザイン登録料及び手数料の返還請求期間を現行の3年から5年に延長し、デザイン登録料及び手数料を納付した者の権利を手厚く保護しようとするものである（案第87条第3項）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第87条第3項中「3年」を「5年」に改める。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（登録料及び手数料の返還に関する適用例）第87条第3項の改正規定はこの法律の施行当時に従前の規定による返還請求期間が経過していない登録料と手数料に対しても適用する。

特許庁公告第 2021-282 号

弁理士法施行令の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2021 年 12 月 31 日

特許庁長

弁理士法施行令の一部改正令案の立法予告

4. 改正理由

行政安全部の「2019 年度行政権限の委任及び委託に関する規定上の民間委託事項整備計画」による改正の需要を反映して「行政権限の委任及び委託に関する規定」第 51 条に規定していた弁理士試験の施行・管理、弁理士登録・事務所・特許法人の設立認可等の特許庁業務の民間委託に関する事項を特許庁所管法令に移管し、試験日程延期の根拠規定の新設等、弁理士試験の円滑な施行・管理のために規定を整備する等、現行制度の運営過程で表れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

5. 主要内容

イ. 弁理士試験の日程延期に対する根拠規定を新設（案第 2 条の 3）

一天災地変・感染症等のやむを得ない理由によって試験の日程を延期・変更する場合に対する法的根拠を設けるためのものである。

ロ. 引用条文の誤りを訂正（案第 16 条の 4）

一法改正事項を大統領令に反映するに当たり、引用条文の表記に誤りがあってそれを訂正するためのものである。

ハ. 特許庁業務の民間委託に関する事項を特許庁所管法令に統合規定（案第 24 条）

一特許庁業務の民間委託に関する事項を特許庁所管法令で一括規律するようにすることで、委託業務管理の効率性を高めようとするものである。

ニ. 聴覚障害者の英語試験合格基準点を新設（[別表 2]）

一試験施行計画の公告を通じて案内していた聴覚障害受験者の英語能力検定試験合格基準点の緩和事項を法制化して、予測可能性及び安定性を高めるためのものである。

6. 意見提出

弁理士法施行令の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2022年2月9日までに国民参与立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認してから意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）
- ロ. 姓名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁の産業財産人材課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1803 号（〒35208）

電話：(042) 481-5183、Fax：(042) 472-3421

電子郵便：kipoknk@korea.kr

4. その他の事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) <立法予告> を参考にするか、特許庁の産業財産人材課（電話 042-481-5183）にお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 AI 発明者の認定に関する韓・豪両国会議を開催

韓国特許庁（2021.12.16.）

AI（人工知能）は発明者になれるか？

韓国特許庁は12月15日水曜日午前11時に、特許庁の会議室で「AIが発明者になれるか（AI発明者）」をテーマに韓・豪両国会議をオンラインで開催した。

今回の会議は12月8日に開かれた「AI発明者保護国際コンファレンス（※）」の後続措置であり、他の国とは違って初めて裁判所でAIを発明者に認めた豪州（※※）と共にAIを発明者に認めるかどうか、AI関連審査政策について実務者間で互いに意見を交わす方式で行われた。

※韓国（主催）、米国、中国、欧州（EPO）、英国、豪州、カナダの特許庁の7カ国が参加
※※米国のテイラー博士が全世界16カ国に申請（2018年～）した特許に対し、ほとんどの国（韓、米など）は人間だけ発明者であることを理由に拒絶した一方、豪州裁判所（判決）はAIを発明者として認定（2021年7月）

特許庁は 8 月から産業界・学界・法曹界の専門家が参加し運営していた「AI 発明専門家協議体」の議論結果（※）を共有し、AI 技術の特許で保護するための多様な制度（※※）を紹介した。

※現在 AI 技術の水準、AI 発明者の認否、権利帰属の主体、保護方法論（制度調和）など
※※AI 分野優先審査（2018 年 4 月～）/審査ガイドライン作成（2021 年 1 月）/韓・欧審査共同研究（2021 年 12 月）など

豪州特許庁は AI も発明者になれるという連邦裁判所の判決（※）に対し、公式の立場が決まったわけではないが、現在、AI を発明者に認めるための特許制度の変化が必要であるか検討していると表明した。

※連邦裁判所の判決（2021. 7）→豪州特許庁の控訴（2021. 8）→控訴裁判所審理開始予定（2022. 2）

韓国と豪州は今後、AI 発明者の認否を含めて AI 関連特許政策について持続的に共有することを合意した。両国は AI が発明した技術に対する特許保護の基準が国ごとに異なると混乱を招きかねないため、国際的に相互調和している AI 発明者保護対策を講じなければならないことに意見を一致させた。

韓国特許庁は、来年に控えている先進 5 カ国特許庁（IP5（※））庁長会談の最重要議題として「AI 発明者の保護対策」が持続的に議論され、このような議論の状況を豪州と継続して共有すると伝えた。

※IP5：韓国、米国、中国、欧州（EPO）、日本の特許庁の 5 カ国の特許庁

豪州特許庁は AI を発明者として認める場合に経済的に与える波及効果を外部の経済専門家を通じて研究する計画を持っており、それを韓国と共有していくと明らかにした。

韓国特許庁の特許審査企画局長は「今回の会議が韓・豪間で AI に関するさまざまな知的財産政策について議論し、協力分野を発掘するきっかけとなった」と評価し、「これからも AI 時代に備えるため、両国が密に協力することを期待する」と述べた。

2-2 非 mRNA ワクチン特許分析報告書の発行・配布

韓国特許庁（2021. 12. 17.）

ウイルスベクター、合成抗原、DNA 等のワクチンプラットフォーム別、製品別
特許情報を分析

韓国特許庁は12月17日金曜日に新型コロナのワクチン開発に乗り出している韓国企業、大学、研究機関を後押しするために「非 mRNA ワクチン特許分析報告書」を発行し、「特許情報ナビゲーション (<http://kipo.go.kr/ncov>)」から提供すると発表した。

※非 mRNA ワクチン：mRNA 方式（ファイザー、モデルナ等が使用）ではないワクチンとして、ウイルスベクター、合成抗原、自己増殖 RNA (self amplifying RNA)、DNA 方式を含む

報告書はワクチン開発に力を入れている研究者が既存の非 mRNA 方式のワクチンプラットフォームの特許を簡単に把握してワクチン研究開発の方向性を決めたり、主要特許に対する対応戦略を樹立したりすることをサポートするために提供される。

特許庁は9月に mRNA ワクチン特許分析報告書を発行しており、今回は非 mRNA 方式（ウイルスベクターワクチン、合成抗原ワクチンなど）でグローバル臨床試験中の15種の海外ワクチンに対する特許を分析したと伝えた。同資料には各プラットフォーム技術の特徴とともに製薬会社別の主要保有特許の現況が盛り込まれており、ワクチンの生産工程別に新型コロナのワクチンに対する最近公開特許とコア特許が詳細に分析されている。

これまで「モデルナ」や「ファイザー」などのグローバル製薬会社の mRNA ワクチンが速やかに普及し、その効能が浮上して、ウイルスベクターや合成抗原方式など、従来広く活用されていたワクチンプラットフォーム技術に対する大衆の関心が薄いのは事実である。しかし、非 mRNA ワクチンは、mRNA ワクチンより長い間安定性および副作用の面で検証されてきた点、保管・流通しやすい点などの差別化されたメリットがあるため、特許庁は非 mRNA ワクチン開発に対する支援も重要であると説明した。

特許庁の「ワクチンハブ化特許支援及び懸案対応 TF (タスクフォース)」を率いている特許庁の審査企画局長は「最近『オミクロン株』が急速に拡大するなど、状況が厳しくなっている中、新型コロナワクチンの技術力を確保することはとても重要な課題だ」とし、「韓国企業はほとんどが非 mRNA 方式のワクチン開発に集中しているため、非 mRNA ワクチン特許分析報告書が韓国企業の研究開発戦略の樹立に貢献し、ひいてはワクチン主権確保の呼び水になることを願う」と述べた。

特許庁は今後、オンライン/オフライン特許分析説明会を通じて非 mRNA ワクチン特許分析の結果を韓国企業と大学・公共研究機関に共有し、現場の意見も聞く予定である。

出願人の間違いやすいミスの事例・最新模範事例を収録、
容易・正確な出願書類の作成を期待

韓国特許庁は特許、商標、デザインなどの知的財産権の出願書類を作成する際に参考にできるよう特許顧客が間違いやすい主な事例に関する模範作成事例集を制作し、12月20日月曜日からホームページと全国の地域知識財産センターを通じて配布すると発表した。

今回に発行する2021年出願書式作成模範事例集では、特許出願書など、間違いやすい9つの主要書式に対して細部項目別に間違った作成事例と正しい事例を紹介している。特に、「国家研究開発事業出願」や「臨時明細書出願」などの新しい項目を追加し、出願時によくある質問に対する答えも盛り込んでいる。

特許庁は顧客の観点から特許などの出願過程で発生し得る手続き的不便事項を持続的に確認して改善しており、「出願書式作成模範事例集」は出願関連の書式作成などに困っている個人および中小企業のやさしい出願を支援するために2016年から発行・配布している。

今回の事例集を通じて出願人の正確な書類作成をサポートし、顧客のミスによって発生する出願手続きの遅延や不利益が減少して特許顧客の満足度が一層向上するきっかけになると期待されている。

また、特許庁は出願書類の作成などに困っている特許顧客を支援するために特許顧客相談センター（1544-8080）を運営しており、専門的な相談のために大韓弁理士会登録弁理士の才能寄付を活用して大田（本庁）およびソウル地域（ソウル事務所）で無料弁理相談サービスも提供している。

大田地域は毎週3回（火、水、木）午後1時から5時まで特許庁の顧客支援室で相談サービスを受けることができる。ソウル地域は月曜日～金曜日（休日除く）午前9時から午後5時まで特許庁のソウル事務所出願登録課特許顧客支援室で相談サービスを受けることができる。

特許庁の出願課長は「特許顧客が実際の現場で出願書類を作成する際に基礎的ミスや間違いが発生しないように最も効果的な支援手段を講じる必要がある」とし、「出願手続き

全般にわたる不便事項を持続的に発見・改善して顧客案内サービスを一層強化する」と述べた。

2-4 第2次公共機関公募展、計49件の取引の成果を出した

韓国特許庁 (2021. 12. 21.)

「第2次公共機関と共にする革新アイデア公募展」及び
「大学（院）生アイデアコンテスト」の契約締結式・授賞式を開催
[取引最高額は2千万ウォン、KORAIL Techの課題]

韓国特許庁はオンラインを通じて12月22日水曜日午後2時に「第2次公共機関と共にするアイデア公募展」と「大学（院）生アイデアコンテスト」の契約締結式・授賞式を開催すると発表した。

*今回のイベントは特許庁の公式YouTube (www.youtube.com/user/kipoworld) を通じて放送され、事前イベントとして1時半から「価値のあるアイデアが未来を変える」を題名にWELTの代表の講演が用意されている

契約締結式は第2次公共機関と共にするアイデア公募展で取引（※）された計49件のアイデア（全体取引金額3,956万ウォン）を対象に行われる。代表的には次のとおりである。

※41の公共機関が発題した80の課題に対して計567件のアイデアが提出され、このうち21の機関が計49件のアイデア（全体取引金額3,956万ウォン）を取引

① KORAIL Techの場合、労働環境を改善するための「列車の客室内ゴミ収集カート製品の提案」という課題に対してVARUPの代表理事が提案したアイデアの試作品を2千万ウォンで購入（最高額の取引）した。

*KORAIL Techは購入したアイデアの試作品で実証実験を行った後、現場の意見を反映してVARUPと完成品納品契約を締結する予定

② 韓国中部発電の場合、「公企業と共にする国民の日常でのカーボンニュートラル実践方法アイデア」と「コミュニケーションと配慮の企業文化を作るための職場内ジェネレーションギャップ解消アイデア」という課題に対して各4件ずつ計8件と、最多件数を取引した。

授賞式では、「第2次公共機関と共にするアイデア公募展」と「大学（院）生アイデアコンテスト」でアイデアの提案および取引件数が多い人とチームを対象に授賞する予定である。

- ① 第2次公共機関と共にするアイデア公募展では、韓国中部発電の課題などに対して計6件のアイデアを取引して最多取引件数を誇るキム・ヒョンジンさんが最優秀賞として特許庁長賞を受賞する予定である。また、健康保険審査評価院および KORAIL Retail とそれぞれ取引したホン・ヨンジュさんとチョン・ジュヒさんは優秀賞として韓国発明振興会長賞を受賞する予定である。
- ② 大学（院）生アイデアコンテストでは、最も活発にアイデアを提案し取引を行ったチームに与えられる最高賞の特許庁長賞（賞金500万ウォン）を EnGenius チームが受賞する予定であり、最も多い大学（院）生が参加して最も活発なアイデア活動を行った大学に与えられる参加大学賞（奨学金1,000万ウォン）は全南大学が受賞する予定である。

*大学（院）生アイデアコンテストはチーム部門22チーム（66名、1チーム当たり3名構成）と個人部門44名（大学生38名、大学院生6名）の計41の大学から合わせて110人が参加した

特許庁長は「オンラインで国民と企業がアイデアを常時取引できるアイデアプラットフォーム『アイデア路 (www. idearo. kr) 』を通じて行った今回の公募展とコンテストに多大な関心と積極的な参加をいただき、お礼を申し上げる」とし、「これからも特許庁は国民のクリエイティブなアイデアが常時取引され、企業がイノベーションを成し遂げていけるように持続的に努力を注ぐ計画だ」と述べた。

2-5 特許・営業秘密戦略ガイドラインを発行・配布

韓国特許庁（2021. 12. 22.）

[事例1] 製品→特許で保護・工程技術→営業秘密で管理

微生物専門企業のG社は他社の紛争ニュースを聞いて、自社の技術保護戦略を立てることにしました。G社は製品化を準備している微生物に対しては段階的に特許出願して保護することにしましたが、自社が有している新規の微生物を分離して確認する工程技術は、公知化される場合、競合他社が模倣しやすく、盗用されてもそれを立証したり権利を行使したりするのが難しいため、営業秘密で管理することにしました。これからもG社は、微生物そのものは特許で保護し、微生物の生産に関わる工程技術は営業秘密で管理するとの技術保護戦略を立てました。

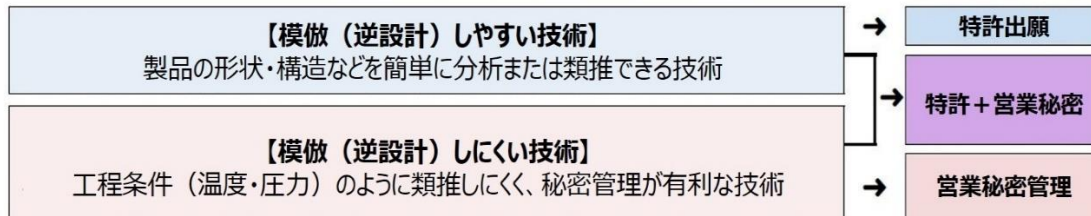
[事例 2] 営業秘密で管理→経営戦略の変更→特許取得

バイオベンチャーの Q 社は薬の効能を検証する新しい動物モデルを確保しました。Q 社はこのモデルを営業秘密で保護していましたが、事業拡大のために投資の誘致が必要でした。一方、市場では当該技術に対する関心が高まってライセンスの需要が拡大する状況でした。それで、Q 社は既存の投資家および株主と協議し、技術を権利化することで技術保護戦略を見直しました。権利化によって当該技術のロイヤルティを高め、ライセンスを新しいビジネスモデルに据えて営業戦略を拡大し、その戦略を通じて後続投資をより簡単に誘致することができました。

韓国特許庁は 12 月 22 日、最適の技術保護戦略作りに向けた「特許・営業秘密戦略（IP-MIX）ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を発行・配布すると発表した。

ガイドラインは、特許と営業秘密のいずれかによって研究開発の成果物を保護するのではなく、模倣しやすいのか否かなどを基準に特許と営業秘密を適切に選択・組み合わせて成果物を完全に保護できるようにするために作成された。

<特許・営業秘密戦略（IP-MIX）の概念>



特許は技術公開を前提に 20 年間その技術を独占使用することである一方、営業秘密は営業秘密の保有者が秘密として管理することができれば期間の制限なく非公開の状態のまま使用することができる。

区分	特許	営業秘密
公開有無	出願日から 1 年 6 カ月後に公開	公開しない
保護期間	特許権を設定登録した日から特許出願日の後の 20 年になる日まで	秘密として管理される限り制限なし
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・ライセンスによって収益創出が可能 ・逆設計などを通じて発明の内容把握が容易であるか、製品化され 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密として管理される限り保護期間に制限がない ・営業秘密の対象が特許権より多様かつ包括的である

	て構成要素に対する侵害事実の立証が容易な場合には特許が有利	・工程（機械の工程技術、化学製造技術）、ソフトウェア（アルゴリズム）などのように、公開されたとき、第三者によって模倣されやすく、侵害事実の立証が難しい場合には営業秘密が有利
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的にすべての特許が公開されるため、第三者による模倣または改良発明の権利化などが可能 ・特許権存続期間（20年）満了時に誰もが使用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密管理に失敗した場合、営業秘密の不正取得ではない限り第三者の使用を禁止することが難しい ・紛争が発生した際に権利行使が難しい

年初に終結したLG化学・SKイノベーションのバッテリー関連営業秘密侵害訴訟からもわかるように、新技術、特に工程技術に対する保護手段として主に営業秘密が活用されており、それによって特許だけでなく営業秘密で保護する方式の重要性も浮上した。

同ガイドラインは特許と営業秘密の長所・短所を比較・分析しており、逆設計の可能性、技術公開時の問題点、経営戦略など、技術保護手段を選択する際に考慮すべき基準を説明している。また、特許と営業秘密の選択・組み合わせ事例を多数盛り込んで、研究現場で概念を簡単に理解し、活用できるようにすることに重点を置いている。さらに、新型コロナと関連してmRNAワクチン開発に関心が集中されている状況を反映し、生産工程別の産出物を保護する方法と関連制度を紹介してワクチン開発企業が技術保護戦略を樹立するのに役立つようにした。

特許庁の産業財産政策局長は「技術競争がますます激しくなるにつれて技術の成果物を特許で保護するか営業秘密で保護するかの選択が一層重要になっている」とし、「韓国の研究者が研究開発の成果物の保護方法を決める上で、今回発行された『特許・営業秘密戦略（IP-MIX）ガイドライン』が役立つことを願う」と述べた。

一方、「特許・営業秘密戦略（IP-MIX）ガイドライン」は特許庁のウェブサイトの「新型コロナ特許情報ナビゲーション」（www.kipo.go.kr/ncov）と知的財産保護総合ポータル（www.ip-navi.or.kr）からダウンロードできる。

2-6 韓国特許庁、「第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画（2022～2026）」
を公表

韓国特許庁（2021.12.23.）

企業生存のカギ営業秘密、流出防ぐ青写真が出た

- ・ 国家経済と安全保障に重要なコア技術および保有企業に対する一足早い保護支援を強化
- ・ コア技術分野退職人材の特許審査官採用などにより海外への人材流出を防止
- ・ 技術流出の死角を解消するための大学・公共研究機関の営業秘密保護支援を強化

韓国特許庁は営業秘密の流出を防止し、公正な競争秩序を確立するための「第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画（2022～2026）」を公表した。

近年、企業間競争が激化するに伴ってコア人材の引き抜きやサイバー攻撃、産業スパイなどによる営業秘密の国内外への流出（※）があとを絶たない。一方、AI・半導体などの先端技術が軍民兼用に活用され、関連企業の技術・経営上の営業秘密の海外流出は国家経済や安全保障まで脅かしている。

※検察の営業秘密事件処理（人）：（2017年）1,003→（2018年）975→（2019年）885（年度別検察年鑑）

また、デジタルトランスフォーメーションの加速化やメタバースの登場などにより経済活動がオンライン化することで不正競争行為が多様化し、これに対する対応策作りも急がれているのが実情である。

【営業秘密保護に向けた基本計画の主要内容】

国家経済と安全保障に重要なコア技術及び保有企業に対して一足早く保護支援を強化していく。また、コア技術研究に携わっていた退職技術人材を特許審査官に採用し、コア人材の海外転職による営業秘密の流出を予防する。これとともに、営業秘密の海外流出の立証要件を緩和（※）し、産業スパイ規定や公訴時効特例（※※）の新設等を通じて海外への流出を遮断する予定である。

※「不正な利益又は営業秘密保有者に損害を与える目的」要件を削除

※※外国の政府・機関・国営企業等のために海外に営業秘密を流出させる者を産業スパイと定義し、これに対する公訴時効の延長等を検討

特許庁技術警察の捜査範囲を営業秘密の無断流出と不当保有等の技術流出全般に拡大し、デジタル・フォレンジック要員等の専門人材を補強して捜査能力を拡充する。

営業秘密紛争の早期解決のために、証拠収集制度の改善と被害者の立証負担を緩和（※）し、営業秘密民事・刑事訴訟の管轄を集中させて裁判の専門性を向上させるための制度改善も推進する予定である。また、法人の組織的流出行為に対しては罰金を引き上げ、没収制度を導入するなど、営業秘密侵害によって発生した不当利益の返還を推進する。

※原告が被告の営業秘密使用の具体的実施形態を提示し、被告がそれを否認するためには自分の具体的実施形態を提示（特許法に導入）

さらに、これまで企業に比べて比較的保護対策が不足していた大学等に営業秘密管理体系の構築と営業秘密保護専門家の派遣を推進する。加えて、企業と大学の研究開発の成果物を特許と営業秘密を活用して戦略的に保護するよう、方法論教育と戦略樹立も支援する。

【不正競争防止に向けた基本計画の主要内容】

不正競争行為を類型別に再分類し、新しい類型の不正競争行為の登場に柔軟に適用できるように法体系も整備する予定である。また、メタバース、NFT（非代替性トークン）等のデジタル環境で競合他社を貶めるなどの不正競争行為の類型を研究し、制度改善を推進する。

今年の11月に新たに追加されたデータ及びパブリシティ権の保護に関する「行政調査指針」を設け、「データの保護措置無力化行為」を技術警察の捜査範囲に含める予定である。また、不正競争行為の行政調査の実効性を確保するために、是正命令及び命令不履行時の過料賦課の導入も推進する。

今回の基本計画を樹立するため、今年4月に産業界・学界・法曹界などの約30人の民間委員で構成された推進団が発足し、13回にわたる議論と実態調査の結果をもとに政策課題を導き出した。来年からは第1次基本計画の実践に向けた細部計画を毎年樹立し、施行していく予定である。

特許庁長は「技術覇権時代において、技術競争力の維持と経済安全保障の脅威に対する対応を徹底するために、半導体、バッテリーなど、韓国の先端技術が海外に流出しないよう事前・事後対応を強化し、企業と大学に強力な営業秘密保護環境を構築するための全政府的協力を拡大していく」と述べた。

人工知能分野の審査専担官を指定・運営する予定

韓国特許庁は 12 月 24 日、人工知能特許研究会が人事革新処主管の政府機関公務員研究会の評価で 1 位となり、国務総理の表彰を受賞することになったと発表した。

人事革新処は公職社会の専門性を高め、競争力を強化するために、優秀な研究会を選抜して褒賞を授与している。今年は計 23 の政府機関中 972 の公務員研究会から申し込みを受け付け、評価を通じて優秀な研究会を選定した。

特許庁の人工知能特許研究会は、人工知能技術を担当する審査官が中心となって 2020 年に作った研究会である。人工知能の技術動向に対して研究・検討し、特許出願が急増(※)している人工知能技術に対する審査実務ガイドラインを作成した。

※2016～2020 年年平均 42.7%増加、出所：韓国特許庁、第四次産業革命関連技術特許統計集 (2021. 10)

また、人工知能技術の発展に伴う特許制度の変化に対するニーズに対応するために、専門家が参加するフォーラムを構成して人工知能の発明家認定問題、学習用データのようなデジタル産出物の保護方法などの多様な主題について論議している。

特許庁は人工知能に関する主要審査争点に体系的に対応するために、関連研究会の活性化し、人工知能の専門家を「人工知能分野の審査専担官」に指定する予定 (2022 年 1 月) で、今後の協議審査も強化していく方針である。

特許庁の人工知能ビッグデータ審査課の審査官は「人工知能関連技術が急激に発展しており、産業界の全般に適用範囲が拡大しているため、特許審査の実務も技術の流れに合わせて積極的に対応していくのが重要だ」とし、「人工知能特許研究会は人工知能技術および特許動向について持続的に研究・検討し、人工知能関連問題に先手を打って対応していく予定だ。そのために、産業界や専門家とのコミュニケーションも強化していく」と述べた。

デジタル経済をリードし、知的財産大国へ導く

- ・ 知的財産データを活用して国家技術開発戦略樹立を拡大支援
- ・ メタバース、人工知能などのデジタル環境に合わせた知的財産保護制度を構築
- ・ 半導体、ワクチンなどのコア技術分野に 3 人協議審査を拡大

【これまでの成果の実感事例】

- ・ 新しい技術を開発した A 社は特許を出願して海外輸出をしようとしたが、詳しい方法がわからず困っていた。しかし、特許庁を通じて特許出願の諮問、量産企業との連携、海外広報などの支援を受けて、韓国内外に特許を出願し、海外市場への進出に成功した。
- ・ コア特許を保有する中小企業 B 社は、研究開発および生産ラインの構築などのための運営資金が必要であったが、信用度が低く、借入れが難しい状況であった。しかし、知的財産 (IP) 担保融資を通じて自社保有特許を担保に市中銀行から運営資金の融資を受け、研究開発に集中することができた。

【2022 年に期待される変化の実感事例】

- ・ 店の商号を商標登録しないまま経営していた C さんは、メディアを通じて第三者の商標先取りによって店の商号を使えなくなったり、使用料支払いの警告状を受けたりすることがあるという事実気付いた。しかし、近くの「地域知的財産センター」で提供される知的財産教育を通じて知的財産侵害への対応方法を学び、商標出願の支援も受け、店の商号を第三者に奪われる心配なく店を運営できるようになった。

韓国特許庁は 12 月 28 日火曜日、デジタル経済をリードして知的財産大国に飛躍するための「2022 年業務計画」を発表した。今回の業務計画はデジタルトランスフォーメーションに対応する知的財産システムを構築し、知的財産の創出・活用・保護が好循環するエコシステムを根付かせるための具体的な実行計画を盛り込んでいる。

【戦略 1】 優秀な知的財産の創出・活用を促進する。

1. 知的財産データを活用したデジタル成長戦略の推進

- ・ 拡張現実 (AR) などの主力産業・新産業分野に対する特許ビッグデータ分析を通じて、有望技術を発掘し、国家研究開発 (R&D) の方向性の樹立を支援する。

- ・第6世代移動通信システム(6G)など、国際標準の先取りが重要な分野で標準特許の創出が有望な技術を作り出すための「標準特許戦略マップ」を構築する。
- ・さらに、官民の研究開発戦略を樹立する際に知的財産データの活用が普及するよう、「産業財産の情報管理及び活用促進法」を制定する。

2. コア・基礎特許の創出によって技術基盤創業・成長を支援

- ・BIG3(非メモリー半導体、未来自動車、バイオヘルス)の主要技術分野に特許基盤研究開発(IP-R&D)の支援を拡大(2021年385億ウォン→2022年400億ウォン)する。
- ・2030青年創業企業にIP事業化資金の支援を拡大(※)し、IP担保融資に必要な価値評価の費用支援を優遇する。

※(2021年)547億ウォン(融資157、投資390)→(2022年)810億ウォン(融資200、投資610)

- ・また、小規模事業者の安定的な成長をサポートするために、知的財産の出願支援など、小規模事業者IP能力強化プログラムを新規で推進する。

3. 知的財産金融の活性化および取引・事業化の促進

- ・優秀知的財産に投資する知的財産(IP)基金(ファンド)を拡大運営する。

※新規IP直接投資ファンド(400億ウォン)、IP基盤地域革新企業投資ファンド(125億ウォン)

- ・優秀IP保有の中小企業が金融機関から投資・融資を受けるために必要とするIP価値評価に対する費用支援を拡大(※)する。

※IP金融連携評価支援:(2021年)88億ウォン、2,100社→(2022年)107億ウォン、2,500社

【戦略2】公正な知的財産保護システムを構築する。

1. 環境変化に合わせた知的財産保護制度の構築

- ・デジタル環境に新しく登場したメタバース内の商標・デザインと非代替性トークン(NFT)関連の不正競争行為に対する一足早い保護対策を設ける。
- ・デジタル経済におけるコア資産であるデータの保護制度施行に伴い、データの不正取得・使用の被害に対する行政的救済策を講じる。
- ・また、有名人の肖像・姓名などの「パブリシティ権」侵害によって発生した経済的被害を救済することで、文化産業の発展に貢献する。

2. 国内外における知的財産権紛争対応の支援

- ・中小企業の知的財産権紛争対応力を高めるために、紛争情報を分析して紛争のリスクが高い技術分野と特許情報を企業に提供する。
- ・海外に進出する韓国企業の商標を保護するために、海外無断先取りモニタリング対象国（※）および紛争対応の支援（※※）を拡大する。

※（2021年）中国・タイ・インドネシア・ベトナム→（2022年）シンガポールを追加（試行）

※※支援企業：（2020年）79社→（2021年）99社→（2022年）110社

3. 知的財産保護の法的執行力の向上

- ・オンライン偽造商品を根絶するために、ソーシャルメディアを通じて販売される偽造商品の取り締まりを強化する。
- ・技術保護の執行力を強化するために、特許庁技術警察の捜査範囲を技術流出の犯罪全般に拡大する案を推進する。

※（現行）営業秘密（無断取得・使用・漏洩行為のみ捜査）、特許、デザイン→（拡大）産業技術、営業秘密（無断流出・不当保有行為）の追加

- ・さらに、不正競争行為の取り締まりの実効性を高めるために、従来の是正勧告だけでなく、是正命令および過料賦課を推進する。

【戦略3】信頼される審査・審判サービスを提供する。

1. 高品質の審査・審判サービスの提供

- ・国内外の産業および特許動向の分析を通じて産業別イノベーションを支援するオーダーメイド型審査政策の樹立を拡大（2025年までに全技術分野に適用）する。
- ・半導体・AI・ワクチンなどの国家コア技術分野に対する3人協議審査を拡大し、特許審判の準司法的地位強化に向けた制度を新設する。

2. 知的財産審査・審判制度の整備

- ・デジタル環境に登場する新しいタイプの技術とデザインに対して知的財産権を付与できるように発明・デザインの定義を拡大（※）する。

※科学理論などの非発明だけを除いて発明として認め、実物ではない製品のデザインも認定

- ・一つの出願でさまざまな字体の商標を使用できるよう標準文字商標出願を導入し、商標出願人の便宜を図る。

3. 知的財産行政サービスの品質向上

- ・特許検索や特許分類時に人工知能（AI）技術を導入して審査の品質を高め、AI が知的財産関連お問い合わせにチャットで直ちに回答する特許顧客相談向け AI チャットボット国民サービスを実施する。
- ・また、災害地域の中小企業に対して手数料を減免し（※）、誤納された手数料の返還申請期間を 3 年から 5 年に延長して顧客の利便性を高める知的財産行政サービスを提供する。

※特別災害地域に住所を持つ個人・法人の知的財産手数料を 30%減免

【戦略 4】 未来に備える知的財産基盤を構築する。

1. 地域知的財産の能力強化

- ・地域の知的財産能力を高めるために、地域の主力産業に対する特許分析、地域独自ブランドおよびデザイン開発の戦略を提供する。
- ・地域特化産業企業に知的財産費用を優先的に支援し、地域産業団地入居企業に知的財産コンサルティング（※）を提供する。

※（産業団地）企業需要の発掘および出願費用予算の支援、（地域知的財産センター）IP 総合相談、コンサルティング

2. 知的財産専門人材の育成

- ・地域産業に特化した知的財産専門人材を育成するために、地域別 IP 重点大学を拡大運営（※）し、未来新技術分野の学科および事業団に対する IP 能力教育課程を新設する。

※（2021 年）3 校（慶尚国立大学、全南大学、忠北大学）→（2022 年）4 校（忠南大学を追加）

- ・また、法律消費者が弁理士の技術専門性を積極的に活用できるよう、特許侵害訴訟の際に弁理士と弁護士が共同で代理できるように推進する。

3. グローバル知的財産協力の拡大

- ・特許先進 5 カ国協議体でデジタル時代における話題として浮上している人工知能（AI）創作発明に対する国際規範の新設で主導的な役割を遂行する。
- ・商標・デザイン先進 5 カ国協議体で仮想環境内の商標およびデザイン保護制度に対する改善策を議論する。
- ・さらに、主要貿易協定（CPTPP、RCEP など）に含まれる知的財産関連条項が韓国の貿易構造に及ぼす影響を分析するなど、知的財産権の貿易環境に積極的に対応する。

特許庁長は「デジタルトランスフォーメーションが加速化するに伴って知的財産データの価値は一層高まっている」とし、「優秀な知的財産データを積極的に活用し、新しいタイプのデジタル知的財産を保護・育成して、目の前に控えているデジタル時代に知的財産を通じた経済成長が実現するよう積極行政を展開していく」と述べた。

2-9 韓国特許庁の優先審査制度、「21年度積極行政法制優秀事例」

韓国特許庁（2021.12.28.）

新型コロナ等関連特許出願の優先審査制度を導入

韓国特許庁は、法制処が「新型コロナ等関連特許出願の優先審査制度」の特許法令を導入した事例を「2021年度積極行政法制優秀事例」に選定したと発表した。

2021年6月から施行された「特許法施行令」に基づき、新型コロナのような国家的災害を克服するために必要な場合は、特許庁長が特許優先審査対象を追加で公告することができる。この施行令は予期せぬ災害に対応するために迅速な特許審査が必要な場合、柔軟に対応できるようにした。

【新型コロナ等関連特許出願の優先審査制度】

特許庁は柔軟な立法方式により、新型コロナなどの国家的災害の克服に必要な場合、特許を速やかに審査できるよう、医療・防疫物品、災害安全製品などを優先審査対象に規定する

- ・優先審査の申請対象を特許庁長が追加で指定（公告）できるようにして予知せぬ多様な災害状況に柔軟に対応できる法的根拠を設ける
- ・（対象）①政府の研究開発（R&D）予算支援で韓国産新型コロナワクチンを開発する企業
②韓国内でワクチンの生産や臨床試験を進めている企業
- ・（効果）優先審査を受ける場合、約2カ月で特許審査を受けることになり、一般審査に比べて特許審査にかかる期間を最大1年短縮できる

「積極行政法制優秀事例コンテスト」は、急変する行政環境に適時対応した積極行政法制優秀事例を選定・褒賞して公職社会に積極行政法制の拡散を誘導するためのものである。今年度は中央行政機関と自治体から提出された計268件の事例を審議して3分野（法令立案、整備、解釈）で最終的に8件（中央6、地方2）の優秀事例が選ばれた。

特許庁が受賞した「法令立案」分野の優秀事例である「新型コロナ等関連特許出願の優先審査制度」は、新型コロナのような類を見ない危機を克服する上で役立つ特許出願に対し

て迅速な審査(※)により権利の有無を早期に確定する制度として、災害への迅速な対応および復旧が期待される。

※優先審査の処理期間は平均 2.2 カ月で、一般審査(平均 11.3 カ月)より約 9 カ月早く処理される

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン(意匠)、商標動向

4-1 2022年1月1日付けで変わる国際デザイン出願制度にご注目ください

韓国特許庁(2021.12.27.)

新型コロナ・不可抗力による期限未順守の免責など、規定を補完

韓国特許庁は、ハーグ国際デザイン出願制度が新型コロナパンデミック等の環境変化に応じて利用者の利便性を高める方向に改定され、2022年1月1日から施行されると発表した。

世界知的所有権機関(WIPO)国際事務局を通じて海外にデザインを出願できる「ハーグ国際デザイン出願制度」は、一つの出願で複数の国にデザインを出願できる制度であり、韓国は「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」への加盟に伴い、2014年7月1日から施行している。

WIPO国際事務局の資料によると、韓国は2020年基準、国際デザイン出願数において中国、欧州連合に次ぐ3番目で、同制度を積極的に活用している。韓国企業のサムスン電子は859件を出願して世界企業の中で最も多く出願した企業ということがわかった。

※(2020年、国別)全体1,387,800件、中国(55.5%)、欧州連合(8.8%)、韓国(5.1%)、米国(3.7%)、トルコ(3.4%)

※※(2020年、企業別)サムスン電子(859件)、P&G(623件)、Fonkel(569件)、フォルクスワーゲン(524件)、Xiaomi(516件)、LG電子(478件)

2022年1月1日から施行されるハーグ共通規則の改定内容は次のとおりである。

まず、新型コロナのような疫病や自然災害などの不可抗力的な理由のため定められた期限内に WIPO 国際事務局に書類を提出できなかった場合、関連証拠を提出すれば救済してもらえるようにした。

また、出願人がデザインを登録するために指定した国で実質審査を受ける前に、国際事務局が関連書類の不備の有無を審査する期間（※）を 6 カ月から 12 カ月に延長した。

※国際デザイン出願が受付された後、当該出願が公開される日までに所要される期間（標準公開期間）で、国際事務局が公開写本を各指定官庁に送付する行為を含む。

※※2021 年 12 月 31 日までに有効な出願件は既存の規定に基づいて 6 カ月の期間が適用される。

国際登録簿の出願人名義変更手続きも簡素化した。これまでは出願人の所属国の官庁から発行された証明書類を添付する必要があったが、これからは新しい権利者が正当な承継人であることを証明する書類を提出すればよい。

特許庁の商標デザイン審査局長は「複数の国にデザイン出願を準備している企業が費用および迅速な権利獲得に有利なハグ出願制度を積極的に活用することを願う」と述べた。

詳細は世界的所有権機関ウェブサイト (<https://www.wipo.int/about-wipo/en/assemblies/>) から確認できる。

その他一般

5-1 再生可能エネルギーを水素として貯蔵する

韓国特許庁 (2021.12.20.)

水電気分解を活用したグリーン水素生産技術の特許出願 31%増加

水を電気分解して水素を作る水電解水素生産技術がカーボンニュートラルの達成と水素社会への突入という一石二鳥の技術として注目を浴びている。

韓国政府は温室効果ガスの削減に向けて 2030 年までに再生可能エネルギー発電の割合を 30%以上に拡大する計画（※）である。太陽光や風力といった再生可能エネルギーは二酸化炭素を排出せず電気を作るためである。

※2021年10月18日、韓国政府共同報道資料、「2050カーボンニュートラル、未来の生存に向けた最後のチャンス」

しかし、再生可能エネルギーは風や日光などの自然現象から得られるため天候による変動性が大きく、電力網の需要を超えて生産された余剰電力を貯蔵する必要がある。そのため、余剰電力で水を分解し、水素を生産・貯蔵する技術がカーボンニュートラルの達成と水素社会への突入をつなぐものとして注目されている。

・韓国中部発電は済州サンミョン風力団地の水電解施設で2020年12月～2021年4月まで韓国で初めて一日35kg(※)の水素を生産しており、済州ヘンウォン風力団地で2023年4月まで一日300kgの生産能力を実証する計画である。(韓国中部発電報道資料総合)
※1kgの水素は現代自動車の水素自動車ネツソが90～100km走行できる量である

水電解技術に対する特許出願も盛んで、特許庁によると、水電解技術に対するIP5(※)の特許出願がここ5年間(2015年～2019年)1,469件で、前の5年間(2010年～2014年、1,123件)に比べて約31%増加したことがわかった。

※日本、米国、EU、中国、韓国の5つの先進特許庁を意味

国籍(※※)別に見ると、日本が1,974件(44.3%)と最も多く、韓国は549件(12.3%)と4番目であり、特に中国(617件、13.8%)は2014年から出願量が急増して韓国を追い越した。

※※IP5の特許出願に対する出願人の国籍を意味

韓国の代表出願業者には韓国エネルギー技術研究院やサムスンなどがあるが、IP5の多出願人リストを見るとトップ10内にサムスン、韓国エネルギー技術研究院の2つの出願人しか入っておらず、韓国企業の海外知財権確保に対する努力は足りない方である。韓国企業が水電解装置を海外に輸出する際は、海外特許の確保努力とともにグローバル企業とのライセンス・技術開発協力などの準備が必要と見られる。

水電解技術は陽極と陰極を通じて電気エネルギーを加えることで水(H₂O)を水素(H₂)と酸素(O₂)に分解する方法であり、両電極の間を埋める電解質の種類によってアルカリ型、固体高分子型、固体酸化物型の3つに区分される。

IP5の特許出願のうちアルカリ型水電解技術の出願が2,443件(54.8%)と最もシェアが高いが、これはアルカリ型水電解技術が最初に開発されて技術が成熟しており、装置の価格が安く分解容量が多くて商用化に有利なためであると見られる。固体高分子型水電解

技術は電流の密度が大きく電力の変動性に強いという長所があるため、高価の電極を使用し、耐久性が弱いという短所があるにもかかわらずアルカリ型水電解技術と共に発展すると期待される。

IP5 の韓国出願 549 件のうち固体高分子型技術の出願の割合は 42.4% (233 件) と、米国 (40.7%)、日本 (39.2%)、EU (30.0%)、中国 (28.8%) に比べて最も高くなっているが、固体高分子型技術分野で韓国国籍の出願人を見てみると、韓国エネルギー技術研究院のような水電解の専門出願人だけでなく、サムスンや SK イノベーションのようなバッテリー関連企業が入っているのが興味深い。

韓国は二次電池で世界レベルの競争力(※)を有しているが、電池と水電解装置の基本構造が類似であるため、電池関連企業の基礎技術が固体高分子型水電解技術の開発にも活用されていると見られる。

※2020 年世界二次電池市場のシェア韓国 1 位 (44.1%)、産業通商資源部報道資料、2021 年 7 月 8 日

特許庁の材料金属審査チーム審査官は「水電解技術は、カーボンニュートラルの達成を超えて、再生可能エネルギーを水素社会と効率的につなぐ技術という点でとても重要だ」とし、「再生可能エネルギー発電の変動性を補完できる水電解技術の研究開発とともに、それを保護できる知的財産権の確保も重要だ」と強調した。

5-2 特許で開くメタバース

韓国特許庁 (2021.12.22.)

ゲーム関連特許出願、融複合技術を中心に急増傾向

2030 世代に最も好まれる就職先として注目されているゲーム業界がメタバースプラットフォームの開発に投資を集中している中、融複合技術と連携されたゲーム関連特許出願が大幅に増加したことがわかった。

*メタバースは、超越と現実世界を意味する Meta と Universe の造語で、社会、経済、文化などの多様な活動が行われる 3 次元の仮想世界である。

*融複合技術はメタバースを具現する仮想・拡張・複合現実、人工知能、クラウド、ブロックチェーンなどの革新技术をゲームと融合させることをいう。

韓国特許庁が IP5 (※) に出願されたゲーム関連特許 (※※) を分析したところ、ここ 5 年間 (2015 年～2019 年) 年平均 16%成長したことがわかった。

※全世界特許出願の85%を占める5つの先進特許庁（日・米・欧・中・韓）

※※2011年～2020年にIP5に出願された公開および登録特許（45,228件）基準

これは、「リーグ・オブ・レジェンド」を超えた「オーバーウォッチ」のような一人称シューティングゲームのブームと「リネージュ」類に代表される大規模多人数同時参加型オンラインゲームのようなモバイルゲームへの市場転換に伴う現象と見られる。

特に、融複合技術と連携されたゲーム関連特許は2015年までは200件前後で出願されていたが、2016年440件、2017年629件と2～3倍以上急増した後も引き続き上昇傾向にある。これは、「ポケモンGO」のような仮想・拡張現実ゲームの躍進とともに業界の知財権確保競争が2016年以来本格化し、「ZEPETO」のようなメタバースプラットフォームが相次いで登場して現れた結果と見受けられる。

ゲーム関連特許技術は韓国を含めたIP5の国全体で出願件数が増加した。韓国特許庁に出願されたゲーム特許の出願件数はいずれも2011年に比べて2019年に1.3倍増加し、中国特許庁は出願件数が9.9倍急増した。

中国特許庁に出願されたゲーム特許は2016年には融複合技術と連携されたゲーム、2017年にはゲーム全体で米国特許庁に出願された特許件数を追い越した。これは、資本力をかかげた中国ゲーム業界がアグレッシブに知財権確保に乗り出していることを表す。

主要出願人を見ると、ソニー（2,923件）、コナミ（2,393件）、テンセント（1,754件）などが多出願順位に名を連ね、ゲームと情報通信技術に強みを持つ企業が特許権確保に積極的に取り組んでいることと分析されている。

一方、メタバースコンテンツ事業に乗り出している韓国代表ゲーム会社3N（NEXON、NCSOFT、ネットマーブル）は、知財権管理体系の構築によって2016年以来特許出願が3倍以上急増したことがわかった。最近、NEXONの「プロジェクトMOD」、NCSOFTの「ユニバース」リリースとネットマーブルの「メタバースエンターテインメント」立ち上げは、メタバース連動ゲームを実現させる融複合技術の出願を増やすと見込まれる。

韓国特許庁の生活用品審査課の審査官は「ゲームの新たな成長エンジンである融複合技術に対する中国ゲーム業界の投資と特許出願の増加が世界ゲーム産業の流れを変化させる起爆剤となった」とし、「韓国ゲーム業界の場合、プラットフォームの多角化による収益創出も重要だが、メタバースなど、5G基盤の融複合技術中心のゲーム特許出願戦略を通じて知財権を優先的に先取りする必要がある」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム